

◎公職選挙法の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(議員の定数) 第四条 [略] 2 参議院議員の定数は二百四十二人とし、そのうち、<u>九十四人</u>を比 例代表選出議員、<u>百四十八人</u>を選挙区選出議員とする。 3 [略]</p> <p>別表第三(第十四条関係) 選挙区 北海道 六人 青森県 二人 岩手県 二人 宮城県 二人 秋田県 二人 山形県 二人 福島県 二人 茨城県 四人 栃木県 二人 群馬県 二人</p>	<p>(議員の定数) 第四条 [略] 2 参議院議員の定数は二百四十二人とし、そのうち、<u>九十六人</u>を比 例代表選出議員、<u>百四十六人</u>を選挙区選出議員とする。 3 [略]</p> <p>別表第三(第十四条関係) 選挙区 北海道 六人 青森県 二人 岩手県 二人 宮城県 二人 秋田県 二人 山形県 二人 福島県 二人 茨城県 四人 栃木県 二人 群馬県 二人</p>

埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県及び島根県	岡山県	広島県
-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	----------	-----	-----

八人	六人	十二人	八人	二人	二人	二人	二人	二人	二人	二人	四人	八人	二人	二人	四人	八人	六人	二人	二人	二人	二人	二人	四人
----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県及び島根県	岡山県	広島県
-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	----------	-----	-----

六人	六人	十二人	八人	二人	二人	二人	二人	二人	二人	二人	四人	八人	二人	二人	四人	八人	六人	二人	二人	二人	二人	二人	四人
----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

山口県	徳島県及び高知県	香川県	愛媛県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
二人	二人	二人	二人	六人	二人	二人	二人	二人	二人	二人	二人
山口県	徳島県及び高知県	香川県	愛媛県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
二人	二人	二人	二人	六人	二人	二人	二人	二人	二人	二人	二人